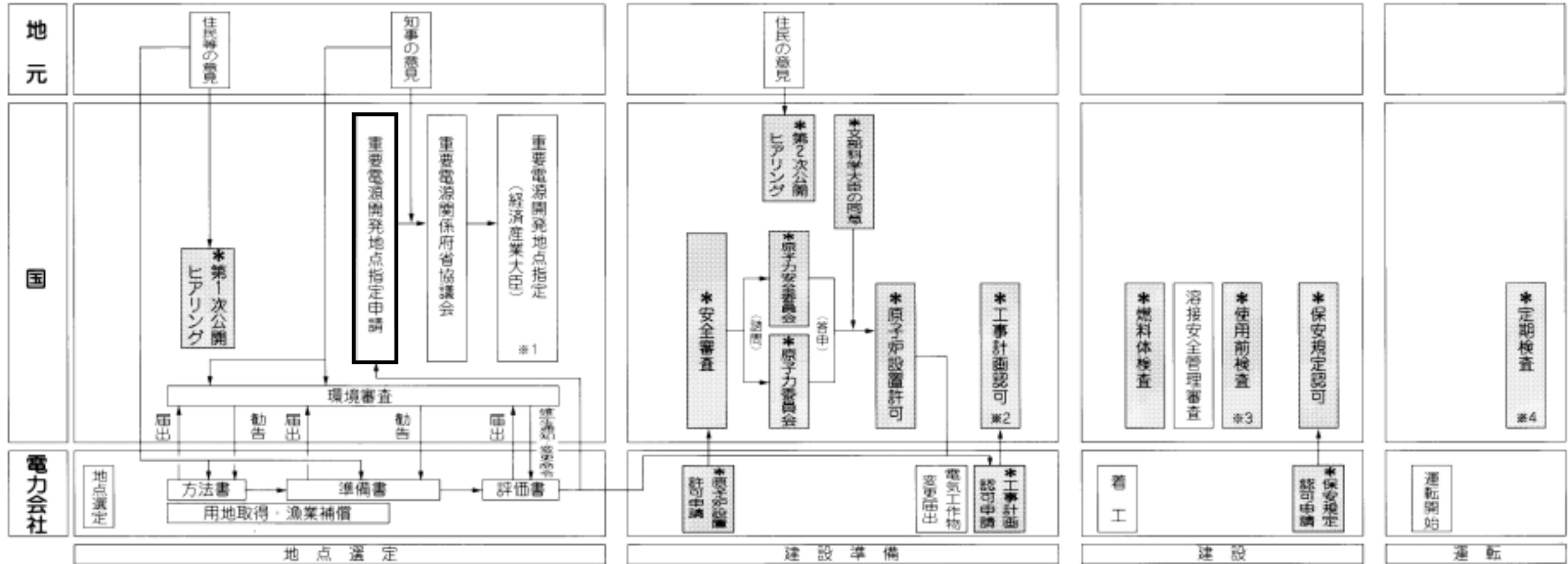


# 電源開発手続き

発電所を建設する場合、まず、国・地方自治体・電力会社・地元住民の間で十分な話し合いが行われ、建設計画に地元の意見や要望を反映させることで地元の合意形成が図られます。

さらに地元の都道府県知事の意見聴取や関係省庁との協議等を踏まえ、着工までにチェックが繰り返され、できる限り地元の意見が反映されるようになっています。

電源開発手続きの概要



※1 2004年9月10日閣議了解。2005年2月制度の手続き等を定めた規程を制定。  
 ※2 原子力発電所以外の発電所の場合、工事計画は電気事業者からの届出のみ  
 ※3 原子力発電所以外の発電所の場合、使用前安全管理審査  
 ※4 原子力発電所以外の発電所の場合、定期安全管理審査  
 ※5 \*印は原子力発電所のみ必要な手続きになります